

弊社習志野工場敷地（グラウンド内）の土壌・地下水汚染について

1. 汚染概要とグラウンド利用サービスの当分の間の中断

弊社習志野工場において、本年8月より工場敷地内北西部にあるグラウンド内の土壌及び地下水を自主調査したところ、10月7日、土壌よりふっ素を、また地下水より六価クロム及びほう素を、基準を超えて検出したため、土壌表層部等の調査及び対策を講ずるために、即日、グラウンドに飛散防止対策（青シート掛け）と立入禁止措置を実施致しました。この事実を、直ちに千葉県及び習志野市に報告し、これまで千葉県と習志野市の環境部門と対応を協議してきました。また、工場敷地境界近くの複数箇所に観測井戸を設置し定期的に採水しておりますが、現在まで有害物質の基準値超過は確認されておられません。なお、分析結果につきましては適宜行政へ報告する方針です。

弊社としましては、今後、引き続き行政及び専門機関のご指導とご協力の下、詳細な土壌・地下水の状況調査を行い、状況に応じて適切な対策を講じてゆく考えです。

このような状況のため、これまで近隣地域住民の方々にはご要望に応じ、グラウンドの利用提供サービスを行ってまいりましたが、当分の間、グラウンド使用を中断致しますので、ご了解いただくようお願い致します。できるだけ早い時期に利用提供サービスを再開できるよう努力致しますので、事情ご理解のほどお願い申し上げます。

2. 経緯

習志野工場は、当社の主力工場として、溶接用潜弧フラックス及びワイヤ、溶接用フラックス入りワイヤ並びに溶接用ソリッドワイヤを製造しておりますが、昭和49年12月より昭和63年10月まで、工場敷地内北西部の現在グラウンドとなっている場所に、操業上発生した産業廃棄物や汚泥を廃棄・埋立てしていました。その後昭和63年11月に千葉県から処分場について改善指導があり、管理状態改善のため埋立てを中止しました。その際、地下水の水質状況把握のため、廃棄場所の南側（地下水下流）に観測井戸を設置して社内で地下水の定期観測を開始することとし、月1回の頻度で現在まで継続してきたところ、本年5～7月の測定で、六価クロムが0.06～0.07mg/L（環境基準0.05mg/L以下）観測されたため、専門家による埋設廃棄物とその周辺の土壌の調査を実施しました。その結果、10月7日、廃棄場所近くの土壌より含有量として環境基準値を超えるふっ素9,800mg/kg（環境基準4,000mg/kg以下）、鉛170mg/kg（環境基準150mg/kg以下）、また地下水より六価クロム0.19mg/L（環境基準0.05mg/L以下）、ほう素4.0mg/L（環境基準1.0mg/L以下）が検出されたため、10月9日に千葉県及び習志野市に報告しました。基準を超過した土壌の最表層部について再度実施した調査結果が12月17日に報告されましたが、鉛は基準値以下でしたが、一部の地点で15,000mg/kgのふっ素含有が認められたため、直ちにグラウンド利用を再開することは困難な状況であることが判明した次第です。

なお、土壌汚染による健康被害を防止するため、土壌汚染対策法に準じ、「飛散防止措置」と「立入禁止措置」を講じており、これらの措置が実施されていることは行政にも確認いただいております。また、地下水については前述のとおり、現状では場外への地下水汚染は確認されておませんが、今後の調査結果を踏まえ、状況に応じ必要な対策を適宜講じていきたいと考えております。

以上

本件に対するお問い合わせ先
習志野工場 管理グループ長 佐々木 勝行
Tel 047-479-1154